

令和4年5月11日

『ウクライナ人道危機救援金』の受付期間を延長します

平素から赤十字事業の推進に対しましては、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年3月から受付を開始している標題救援金につきまして、ウクライナにおける紛争は各地に戦闘が拡大・激化し、人道ニーズが急速に増大している状況にあることから、引き続き広く支援を呼びかけていくため、下記のとおり受付期間を延長することといたしました。皆様の温かいご支援をよろしく願いいたします。

記

義援金の名称・受付期間

義援金名 『ウクライナ人道危機救援金』

受付期間 <変更前> 令和4年5月31日（火）まで

↓

<変更後> **令和4年9月30日（金）まで**

義援金の受付口座

○銀行振込 銀行名 山陰合同銀行 県庁支店

口座番号 (普) 2053483

口座名義 日本赤十字社島根県支部 支部長 丸山 達也

※送金には、山陰合同銀行本店・県内各支店に備え付けの義援金専用の振込用紙をご使用ください。
(受付期間内は手数料無料)

※振込用紙の『義援金名』欄に必ず義援金名（ウクライナ人道危機救援金）をご記入ください。

なお、受領証を希望される場合は、その旨を『備考』欄にご記入ください。